の主務省令で定める試験方法の区分（以下単に「試験方法の区分」という。）の数を乗じた額及び五万百円（電子申請による場合にあっては、四万八千円）の合計額

二　法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとする場合　八万二千六百円（電磁的記録試験にあっては、八万七千九百円）に当該登録の更新に係る試験方法の区分の数を乗じた額及び三万三千四百円（電子申請による場合にあっては、三万千五百円）の合計額

2　令第五条第三項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第一号から第六号まで又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類が、相互承認実施法施行令第二条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本産業規格Ｑ一七〇二五であることを証するもの並びに同条第五号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るものである場合を除く。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第五十七条第一項の登録を受けようとする場合　九万五千二百円（電磁的記録試験にあっては、十万四百円）に試験方法の区分の数を乗じた額及び十一万三千百円（電子申請による場合にあっては、十一万千円）の合計額

二　法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとする場合　八万二千六百円（電磁的記録試験にあっては、八万七千九百円）に当該登録の更新に係る試験方法の区分の数を乗じた額及び八万九千円（電子申請による場合にあっては、八万七千二百円）の合計額

第十四条　令第六条第四項の主務省令で定める額は、申請に際し第十二条の書類が添付されている場合にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第六十六条第一項の登録を受けようとする場合　五万四千百円（電磁的記録試験にあっては、五万九千三百円）に試験方法の区分の数を乗じた額及び四万四千五百円（電子申請による場合にあっては、四万二千八百円）の合計額

二　法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとする場合　五万二千円に当該登録の更新に係る試験方法の区分の数を乗じた額及び三万千円（電子申請による場合にあっては、二万九千六百円）の合計額

2　令第五条第三項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第一号から第六号まで又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類が、相互承認実施法施行令第二条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本工業規格Ｑ一七〇二五であることを証するもの並びに同条第五号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るものである場合を除く。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第五十七条第一項の登録を受けようとする場合　六万三千二百円に試験方法の区分の数を乗じた額及び九万九千六百円（電子申請による場合にあっては、九万七千九百円）の合計額

二　法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとする場合　五万二千円に当該登録の更新に係る試験方法の区分の数を乗じた額及び七万九千五百円（電子申請による場合にあっては、七万八千円）の合計額

第十四条　令第六条第四項の主務省令で定める額は、申請に際し第十二条の書類が添付されている場合にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第六十五条第一項の登録を受けようとする場合　四万七千五百円に試験方法の区分の数を乗じた額及び九万九千七百円（電子申請による場合にあっては、九万七千八百円）に試験方法の区分の数を乗じた額及び十一万円（電子申請による場合にあっては、十一万千円）の合計額に、旅費の額（令第六条第一項に規定する旅費の額をいう。以下同じ。）に相当する額を加算した額

二　法第六十五条第二項において準用する法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとする場合　三万六千三百円に当該登録の更新に係る試験方法の区分の数を乗じた額及び七万九千六百円（電子申請による場合にあっては、七万八千二百円）の合計額に、旅費の額に相当する額を加算した額

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省、令第一号

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のとおり定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式から別紙第5号書式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。